

## 「公的年金」

# 年金額改定の仕組みと 2023年度の年金額



社会保険労務士

**秦 まり子** (はた まりこ)

プロフィール

公的年金、企業年金等に関する執筆、相談対応、企業年金制度導入に伴う人事・労務管理上のアドバイスや各種規定の改定などを行う。

### 1. はじめに

公的年金では、年金の実質的な価値を維持するために、社会の変化に合わせて、毎年度、その額が改定される仕組みが取り入れられています。これは、公的年金が賦課方式（現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てること）を基本とした財政方式で運営されていることにより可能になるものとされています。

年金額の改定は、次に説明するように、「賃金・物価の変動に応じた改定」と「マクロ経済スライドによる調整」という2つのルールの組み合わせにより行われます（下表参照）。

### 2. 賃金・物価の変動に応じた改定

公的年金は、原則として、新規裁定者の年金（以下「新規裁定年金」）は現役世代の賃金水準の変動、既裁定者の年金（以下「既裁定年金」）は物価水準の変動に応じて改定されます。新規裁定者とは67歳に達する年度の末日までにある者のことで、2023年度は1956(昭和31)年4月2日以後生まれ

の者が該当します。既裁定者とは68歳に達する年度以降にある者のことで、2023年度は1956(昭和31)年4月1日以前生まれの者が該当します。

改定に用いられる具体的な指標は、新規裁定年金は「名目手取り賃金変動率」、既裁定年金は「物価変動率」です。ただし、これは少なくとも「物価上昇以上の賃上げ」があること、つまり名目手取り賃金変動率が物価変動率以上であることを前提とした取扱いです。そのため、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、既裁定年金も名目手取り賃金変動率を用いて年金額が改定されます。これは、保険料を負担する現役世代と年金受給世代との均衡を踏まえたものです。

### 3. マクロ経済スライドによる調整

年金額の改定に際しては、少子高齢化の状況を踏まえて、賃金・物価の変動による年金額の上昇を抑える措置（マクロ経済スライド）が講じられます。具体的には、改定に用いる名目手取り賃金変動率または物価変動率から「調整率」相当分が控除された率で改定が行わ

れます（図②）。調整率とは、現役世代の人数の変動や平均余命の伸びを勘案して、毎年度設定される率のことです。

ただし、マクロ経済スライドによる調整は、賃金・物価の変動がプラスの場合に限り行われます。つまり、賃金や物価が下落している場合は、マクロ経済スライドによる調整は行われません。また、マクロ経済スライドによる調整が行われる場合でも、前年度の年金額は維持されます（名目下限措置）。従って、マクロ経済スライドによって、年金の名目額が下がることはありません（図③）。

なお、本来行うべきマクロ経済スライドによる調整ができなかった場合は、未調整分として翌年度以降に繰り越されます。そして、賃金・物価の上昇が大きく、当該年度の調整率による調整後もなお増額の改定となる年度に、未調整分が調整されます（図④）。

### 4. 2023年度の年金額の改定

2. 3. を踏まえて、2023年度の年金額の改定は、次のように行われました。

まず、賃金・物価の変動について見てみると、名目手取り賃金変動率が2.8%、物価変動率が2.5%であり、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る結果となりました。従って、新規裁定年金は名目手取り賃金変動率、既裁定年金は物価変動率を用いて改定されます。

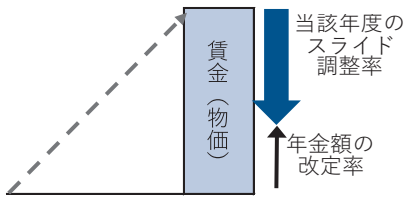
<表> 年金額改定のルール

賃金・物価の変動	新規裁定年金		既裁定年金	
	改定に用いる指標	マクロ経済スライドの適用	改定に用いる指標	マクロ経済スライドの適用
名目手取り賃金変動率 ≧ 物価変動率	名目手取り賃金変動率 > 0	有り	物価変動率 > 0	有り
	賃金変動率 ≦ 0	無し		賃金変動率 ≦ 0
名目手取り賃金変動率 < 物価変動率	名目手取り賃金変動率 > 0	有り	名目手取り賃金変動率 > 0	有り
	賃金変動率 ≦ 0	無し		賃金変動率 ≦ 0

は2023年度の年金額の改定のパターン

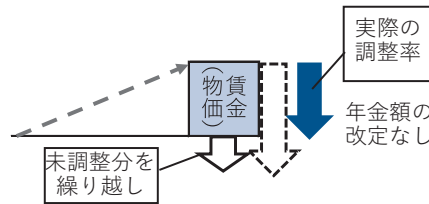
<図>マクロ経済スライドの仕組み

①賃金・物価の上昇率が大きい場合  
(未調整分なし)



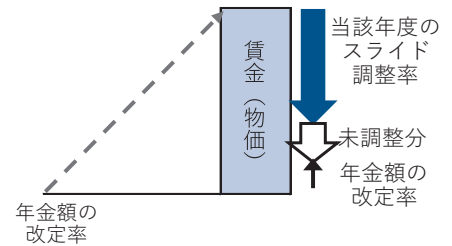
⇒スライド調整率分の調整が行われる

②賃金・物価の上昇率が小さい場合



⇒スライド調整の効果は限定的  
未調整分は繰り越される

③賃金・物価の上昇率が大きい場合  
(未調整分あり)



⇒当該年度のスライド調整率に加え、  
未調整分による調整が行われる

次に、マクロ経済スライドの適用の有無について見てみると、名目手取り賃金変動率、物価変動率ともにプラスであることから、マクロ経済スライドが適用されます。

また、新規裁定年金、既裁定年金ともに2023年度のマクロ経済スライドによる調整率である▲0.3%の調整を行っても、なお増額の改定となるため、未調整分の調整も行われます。従って、2023年度の調整率の▲0.3%と前年度までの未調整分の▲0.3%を合計した▲0.6%の調整が行われることとなります。

これにより2023年度の年金額は、新規裁定年金は前年度から2.2% (2.8%+▲0.6%)、既裁定年金は前年度から1.9% (2.5%+▲0.6%)の引き上げが行われます。

《参考》改定に用いる数値

- ・物価変動率=2.5%
- ・名目手取り賃金変動率=実質賃金変動率(2~4年度前の平均)+物価変動率+可処分所得割合変化率=0.3%+2.5%+0.0%=2.8%
- ・マクロ経済スライドによる調整率=公的年金被保険者総数の変動率(2~4年度前の平均)+平均余命の伸び率=0.0%+▲0.3%=▲0.3%
- ・前年度までのマクロ経済スライドの未調整分=2021年度の繰り越し分+2022年度の繰り越し分=▲0.1%+▲0.2%=▲0.3%

5. 改定後の年金額の計算方法

改定後の年金額は、国民年金法等の

定めに基づいて次のように計算します。

①老齢基礎年金(満額)

78万900円に「改定率」を乗じて計算します(100円未満四捨五入)。これは、2004年度の年金額を基準として、毎年度、前述の改定の考え方に基いて改定率を改定することにより年金額を改定するものです。

2023年度の改定率は、新規裁定年金は1.018、既裁定年金は1.015です。従って年金額は、新規裁定年金は79万5,000円(78万900円×1.018)、既裁定年金は79万2,600円(78万900円×1.015)となります。

なお改定率は、前年度の改定率(0.996)に、改定に用いる賃金・物価の変動率(マクロ経済スライドによる調整がある場合は調整後の率)を乗じて計算されます。従って、新規裁定年金の改定率は $0.996 \times 1.022 = 1.018$ 、既裁定年金の改定率は $0.996 \times 1.019 = 1.015$ と算出されます(小数点第4位を四捨五入)。

②老齢厚生年金

「再評価率」を改定することによって、年金額の改定が行われます。再評価率とは、標準報酬月額や標準賞与額を現在の価値に置き換える際に用いられるものです。具体的には、標準報酬月額等に、過去のそれぞれの時点に対応して定められた再評価率を乗じることによって行われます。再評価率も、①の改定率と同様に改定されます。

なお、改定率や再評価率は、毎年度「国民年金法による改定率の改定等に関する政令」により定められます。ま

た、国民年金、厚生年金保険ともに、障害年金や遺族年金も老齢年金と同様に年金額が改定されます。

6. 加給年金額等の改定

老齢厚生年金に加算される加給年金額や障害基礎年金に加算される子の加算額などは、老齢基礎年金の改定に用いる改定率により改定されます。例えば、配偶者に係る加給年金額等の場合22万4,700円に改定率を乗じて計算されます(100円未満四捨五入)。

ただし、この場合は、既裁定年金も新規裁定年金の改定率を用いて改定します。これらの加算は要件を満たす配偶者や子がいることにより加算されるものであり、受給者の年齢によって金額が異なるのは適切ではないと考えられるからです。従って、2023年度の配偶者に係る加給年金額等は、新規裁定者、既裁定者ともに22万8,700円(22万4,700円×1.018)となります。

7. まとめ

公的年金の改定は、物価上昇以上の賃上げがあることを前提として、新規裁定年金と既裁定年金で異なる改定率を用いることを原則としています。もっとも、これまでは賃上げが物価上昇を下回るなど例外的な状況が続いていたため、例外的な取扱いに焦点が当てられる傾向があったことは否めません。2023年度はようやく原則的な取扱いで改定が行われたケースであり、これを機に、原則を踏まえて改定の仕組みを理解すると良いでしょう。